

総務委員会会議録

日時 平成21年7月3日(金) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後3時44分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 白壁 賢一
委員 土屋 直 高野 剛 棚本 邦由 山下 政樹
望月 勝 竹越 久高 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 櫻井 洋 警察本部長 西郷 正実
警務部長 小澤 富彦 交通部長 廣瀬 文三勝 刑事部長 日原 清貴
警備部長 三枝 昇 首席監察官 青木 雄二 総務室長 小沢 志郎
生活安全部長 深澤 俊樹 警察学校長 中村 英治 会計課長 有泉 辰二美
警務部参事官 門西 和雄 交通部参事官 小林 茂樹 教養課長 秋山 一哉
監察課長 清水 修治 厚生課長 金丸 文夫 情報管理課長 大村 保美
生活安全企画課長 武川 真延 地域課長 永田 賢一 少年課長 松原 茂雄
捜査第一課長 宮下 篤 捜査第二課長 仲村 健二
組織犯罪対策課長 清水 正平 交通指導課長 深沢 智明
交通規制課長 古屋 一栄 運転免許課長 中澤 明彦
警備第一課長 上杉 正名 警備第二課長 渡辺 茂

知事政策局長 平出 亘 企画部長 中澤 正徳
知事補佐官 曾根 哲哉 県民室長 窪田 守忠
知事政策局次長 安藤 輝雄 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭
政策参事 八木 正敏 政策参事 原間 敏彦 広聴広報課長 堀内 久雄
行政改革推進課長 市川 由美
企画部次長 田中 宏 企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明
企画調整主幹 田中 久善 世界遺産推進課長 高木 昭
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 石原 光広
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 奈良 政文
県民生活・男女参画課長 河野 義彦 消費者安全・食育推進課長 小松 万知代
生涯学習文化課長 望月 和俊

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 中村 康則
人事委員会委員長 渡邊 貢 代表監査委員 戸島 義人
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
総務部防災危機管理監 清水 文夫 総務部理事 依田 正司
総務部次長 飯沼 義治 総務部次長(人事課長事務取扱) 芦沢 幸彦
職員厚生課長 野中 進 財政課長 福富 茂 税務課長 望月 明雄
管財課長 矢島 孝雄 私学文書課長 鈴木 治喜 市町村課長 青柳 治
消防防災課長 堀内 浩将

出納局次長（会計課長事務取扱） 山本 一 管理課長 樋口 雅行
 工事検査課長 加藤 公平
 人事委員会事務局次長 土屋 正文 人事委員会事務局次長 横森 公夫
 監査委員事務局次長 佐々木 正彦 監査委員事務局次長 成島 秀栄
 議会事務局次長 秋山 裕一

議題（付託案件）

- 第78号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件
- 第79号 山梨県県税条例中改正の件
- 第82号 山梨県警察組織条例中改正の件
- 第83号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正
- 承第1号 山梨県県税条例及び山梨県県税条例の一部を改正する条例中改正の件
- 承第2号 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて
- 請願第21-5号 地震財特法の期限延長について
- 請願第21-6号 核兵器廃絶の課題で日本政府に対し、唯一の被爆国として具体的努力を求める意見書の採択を求めることについて
- 請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決・承認すべきものと決定した。

また、請願第19-10号及び第21-7については継続審査すべきもの、請願第21-5号及び第21-6号は採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時4分から午前11時18分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前11時38分から午後1時36分まで知事政策局・企画部関係（午前11時54分から午後1時3分まで休憩をはさんだ）、午後1時53分から午後3時44分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

第82号 山梨県警察組織条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第83号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

(犯罪捜査取締費について)

棚本委員

補正の中で1点お伺いいたします。犯罪捜査取締費の中で、説明がありました初動捜査活動支援システムの関係でお聞きします。

実は、18年2月の本会議でも自動車ナンバー自動読取装置、通称Nシステムの関係をお尋ねいたしました。会議録というのを追ってみましたら、当時の本部長が、「広域化、スピード化する一方で、本県の治安は越境型の犯罪に左右されると言っても過言ではない。大きな効果を発揮するシステムを整備していくこと」という力強い回答をいただきました。以来、私が県境に近い大月にいるからということではなくて、県境を抱えている本県にとってみると、Nシステムというのは必要かなと思いますし、越境型の事犯というのも、私ども何件か目にしております。

そこで、今回の支援システムの整備内容につきましてお尋ねしたいと思います。

宮下捜査第一課長

このシステムは、車両を利用した事件、事故など各種の犯罪の早期検挙など、初動捜査活動を支援することを目的といたしましてさらなる拡充整備を行うものでございます。今回お願いしてございます同システムの拡充整備費8,220万円につきましては、同システム8カ所の装置購入費及び設置工事費等でございます。

棚本委員

冒頭にも申し上げましたとおり、こうしたシステムを毎年毎年整備していただくことは、私たち県民にとってみましても、いろいろな道路でNシステムを見るたびに抑止の力も働いていると思います。もちろん捜査段階で有効だというお話も聞いておりますけど、非常に期待して、毎年、整備を見ております。

そこで、このシステムはいつから整備されているかお尋ねします。

宮下捜査第一課長

整備の年度でございますけれど、平成19年度から、予算の範囲内で順次整備しているところでございます。このシステムにつきましては、たくさん設置されれば設置されるほど効果はあると思っております。

棚本委員

今後の整備計画について、お持ちでしたらお尋ねいたします。

宮下捜査第一課長

このシステムにつきましては、非常に効果があるということで実証されております。したがって、本年度整備の検証を踏まえながら今後の整備について検討を進めてまいりたいと考えております。

棚本委員

国道を走っていってみますとNシステムが設置されておりますが、例えば、松姫トンネルがあきますと、新たな東からのルートとなってまいります。道路の本数すべてにつけていくということになりますと非常に膨大な費用もかかりますし、もちろん玄関というのは東だけではありませんし、静岡ルートもあれば長野からのルートなど、たくさんの道路がありますが、今後モ力

強く推進していただけるように、お願いします。

(航空機維持費について)

望月委員

今回ヘリコプターテレビシステム更新事業に1億6,700万円を計上されていますが、ヘリコプターにつくテレビ等の内容について、それから、利用回数によっても違うと思うんですけど、耐用年数というのはどのくらいあるのか、お伺いをします。

永田地域課長

このヘリコプターテレビシステムは、ヘリコプターに搭載されたテレビカメラにより空中撮影した映像を地上にある中継所を経由しまして、リアルタイムに必要な部署に変換、転送するものであります。また、今回お願いしました1億6,700万円かけまして、老朽化したテレビカメラ、カメラ防振装置、それから、映像音声送信装置などの機上設備を更新、整備するものであります。

望月委員

特に空からの警察活動ということの中で非常に必要性が望まれる整備システムであると言われました。それと同時に、無線機もカメラと一緒にセットされるわけですか。その点をお聞きしたいです。

永田地域課長

当然セットされます。それから、先ほどの質問ですが、耐用年数については特に決まりはありませんけれども、おおむね10年をめどにしています。

望月委員

今、テレビ本体についてのことを質問したわけですけど、ヘリコプターについている機上設備について捜査上非常に必要というものもこの中にあると思うんですけど、機上機器の説明をお伺いしたいと思います。

永田地域課長

ヘリテレシステムは機上設備、地上中継設備、県警本部設備が一体となって構成されております。今回審議してもらっています機上設備とは、テレビカメラ、カメラ防振装置、操作卓、映像音声送信装置、それから、アンテナなど、テレビカメラで作成した映像音声を送信するためのヘリコプター搭載設備であります。ヘリコプターからヘリコプターカメラで撮影した映像は、中継所の固定自動追尾局で受信されまして、それを經由して県庁屋上にある映像受信装置から必要な部署に映像が配信されることとなります。また、今回は、機上設備のみの更新となりますが、地上中継設備などについては今後順次検討していきたいと考えております。

望月委員

そうしますと、この県警のヘリコプターは常時、市川のヘリポートに待機をしているわけですね。その中で事件、犯罪等の状況においては緊急出動、山岳救助もあるわけですけど、そういったものに対して、今これだけの機上機器の設備を更新するわけですけど、犯罪、事故、事件等で年間どの程度ヘリコプターが活用されているのか伺います。

永田地域課長

ヘリコプターテレビシステム、通称ヘリテレと言いますけれども、現場の状況を映像でリアルタイムに必要な部署に配信できるということから、これまで、逃走犯人、逃走車両を捕獲するための初動警察活動を初め、災害現場状況把握活動、それから山岳遭難者救助活動、また、あるときには警衛、警護、警備活動や交通状況調査活動、それから、廃棄物不法投棄場所の調査活動などに幅広く活用され、効果を上げております。具体例といたしまして、

平成19年4月発生 of 勝沼地内における深沢山山林火災、それから、平成20年2月発生 of 甲府市内大蔵経寺山山林火災などにおいては、ヘリテレを活用して被害現場の状況を実況中継するとともに、消火作業に必要な情報を伝達するなどその効力を十分に発揮しているところであります。また、最近の例といたしまして、本年の6月18日、山梨市三富地内において外国人被疑者4人組による侵入窃盗事案が発生したわけですが、現場へいち早く駆けつけまして、間もなく、放置された逃走車両を発見するとともに、上空からの検索、監視活動を継続する間、ヘリテレ映像を活用して、通信司令室、地上パトカー等一体となって包囲網を敷き、外国人被疑者同名を逮捕することができました。というように、初動警察活動にヘリテレが効果的であることを改めて検証できたところであります。

望月委員 ヘリコプターに搭載される機器の耐用年数は先ほど聞いたわけですけど、一番肝心な、本体の耐用年数についてお伺いします。

永田地域課長 おおむね10年をめどにしているところであります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(被害者支援について)

棚本委員 犯罪被害者支援についてお伺いをいたします。この問題につきましては、行政ですと企画部の県民室などでも担当されたり、あるいは、県警の御熱意や民間のいろんな御努力をいただく中で、待ち望んでおりました被害者支援センターも設置をされました。この間の御努力に対しましてはまずもって敬意をあらわすところでもございます。

そこで、今申し上げましたとおり、いろんなところに複雑にわたっているわけですが、県警察の被害者支援、犯罪被害者支援に対する今の取り組み状況についてお伺いをいたします。

門西警務部参事官 警察の行う被害者支援とは、警察活動のうち被害者の視点に立ちまして、被害者のニーズに対応する形で行う、被害者をめぐる活動であります。具体的には、被害者への刑事手続や救済手続などの対応や、捜査状況などに関する情報の提供、また各種相談窓口の設置やカウンセリングの実施、診断書料、死体検案書料等の公費負担、地域警察官による被害者訪問、被害者連絡、いわゆるお礼参りから被害者を守る再被害の防止措置、こういった活動を実施しています。

棚本委員 支援センターも設立されまして、足を運んで、理事長さんともお話をさせていただきましたが、想像していた以上に相談者の数の多さに非常に驚いた次第であります。

そこで、センターと県警察との連携はどのようにおとりになっているのか、お尋ねいたします。

門西警務部参事官 被害者支援センターとは、犯罪被害者等が再び平穏な暮らしに戻るまでの間の継続した支援を、警察と支援センターと連携しながら実施している機関であります。被害者の置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性など、被害者に係る県民の理解が深まりますように、各種広報啓発活動等を実施しております。また、支援センターの人的基盤を強化するために、同センターのボランティア支援員の研修に職員を講師として派遣するなど、常に連携した活動を行っております。また、長期に支援が必要なものにつきましては、相互に情報交換等を行い、被害者のニーズにこたえた支援を連携しながら実施しているところであります

(相談員・支援員のメンタルケアについて)

棚本委員 警察の皆様の仕事というのは、私が申し上げるまでもなく多岐にわたっておりますし、どの業務にも追われている中で、この支援活動というのも非常に地味な部分でもありますし、大変であろうということは容易に想像がつくわけでございます。その中で、今お話がありましたとおり、民間の支援センターだけでは技術的にもどうにもならない部分があって、それをカバーしていただけるのが県警の大きな部分を占めているんであると思いますので、今の連携につきましても今後ともお願い申し上げるところでもございます。

今後の取り組みについても伺いますわけですが、その中で触れていただきたいのが、相談を受ける相談員自体のメンタル的な、学校の先生もそうでありましょうし、私もかつて相談員を経験しておりますが、相談を受けるほうも人間が受けるわけですから、これは100%の気持ちを絶えず持てるわけでもありません。相談員、支援員のメンタルが非常に心配になるわけですが、支援していく皆様方のメンタルケアについて、今後の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

門西警務部参事官 警察は被害者にとりまして最も身近な機関であります。被害の回復や軽減につきまして、大きな期待が寄せられていると思います。このため、職員一人一人が犯罪被害者の立場や心情を十分に理解し、被害者の視点に立ったきめ細かな被害者支援を推進していかねばならないと考えております。特に、犯罪による直接的な被害とその後における二次的被害の両面におきまして大きな問題を抱えております性犯罪や凶悪犯罪などの被害者、遺族への対応に重点を置きまして、被害者支援を推進していくこととしております。また、先ほど申し上げました被害者支援センターやまなしを初めといたしまして、自治体、弁護士会、医師会などの関係機関や関係団体等との緊密な連携、情報交換を図りながら、被害者のニーズに沿った、被害者の立場に立った実効性のある各種の支援活動を推進してまいりたいと考えております。

また、メンタル的な面については、被害者に対するカウンセリングというのは当然あるわけですが、職員も同様に精神的な負担を感じる場合もありますので、カウンセリングをするなどの措置を講じております。また、日ごろ、教養等についても、実際の場面を想定したロールプレイング方式を実施するなど、職員の精神的負担の軽減に努めています。

(警察官のメンタルケアについて)

棚本委員 メンタルにまた触れて恐縮ですけど、私たち一般県民から見ると、県警察の警察官というどうしても心も体力も強いというイメージがあります。そして、支援員の方々もきっと警察官という誇りの中で、いろんな相談に来ら

れると自分の内面というのはなかなか出せなくて、自分がどんな状況に置かれていてもいつも笑顔で対応しなければならないという状況を抱えていると思われま。そこで、相談に携わる皆さんのメンタルの発掘、心が出しやすいような環境づくり、雰囲気づくりも必要かなと思ひますが、その点だけお伺いをいたします。

金丸厚生課長

警察事象の増加に伴ひまして、近年、疲労やストレスが原因で心身のバランスを崩す職員は非常に多くなつてきております。このために、これらの情勢を踏まえまして部内の相談体制の確立、部外の医療の専門家を委嘱いたしまして、カウンセラー、メンタルヘルス教養、所属における余暇活動の推進等の対策を積極的に推進しているところでございます。職員のストレスに起因した各種の相談については、厚生課に専従の相談員を置くとともに、各所属に所属相談員79名を配置しているところで。さらに専門的な知識と経験を有する臨床心理士、精神衛生科医及び弁護士からなる部外カウンセラーを委嘱いたしまして、家族も含めた職員の相談に対応できるように配慮しているところで。

(被害者の二次被害について)

仁ノ平委員

昨日、本会議の一般質問で、新しく設立された子供と女性の安全を守る対策室について幾つか御質問させていただいたんですが、その最後で、被害者への二次被害というのをなくしてくださいと、そのためにどうされますかという質問をさせていただいたんですが、そもそも、県警では二次被害というものをどう認識されているのか、その定義について、御説明願えますでしょうか。

門西警務部参事官

犯罪の被害者やその遺族は、命を奪われるということや、また、けがをする、ものを盗まれるなどの生命、身体及び財産上の直接的な被害だけではなく、事件に遭ったことによる精神的なショックや身体の不調、医療費の負担や、失職、転勤等による経済的な困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさや取材、報道によるストレス、不快感等の精神的被害、経済的被害を受けており、このような被害を総じて二次的被害といひます。

仁ノ平委員

自分の思い込みもあつて、二次被害とは捜査の中で起きるものに限定して考えていました。今の説明を聞いて、二次被害というのは本当に幅広いと実感しました。犯罪の被害者になるということは大変なことだし、犯罪そのものではなくこういうことは起こるんだなと。

そこで、まず広い意味での二次被害ということで、県内における二次被害の現状について御説明いただきたいと思ひます。その上で、取り調べ途中での二次被害の現状についても伺わせていただきたいと思ひます。

門西警務部参事官

二次的被害といひますと、犯罪による直接的被害以外のものすべてをいうわけでありませんが、例えば、殺人未遂の事件で、被害者自身の体に障害が残るという直接的な被害もあるわけなんですけれども、体に被害をこうむつて、そして、それだけでも、本来であれば家族の方からいろいろな支援があるわけなんですけれども、後遺症が残ったことによって配偶者から、働けないにもかかわらず、口ばかり達者だということをいわれて、ショックを受けたという話などを聞いております。このように、二次的被害を受けるということ

がいろんな場面で発生しているということでございます。

次に、警察における捜査段階での取り調べ過程における二次被害の状況ですけれども、警察では被害を認知した場合におきましては、被害者等関係者から事情を細かく聴取しなければならないわけでありまして、その際、事情聴取するために被害者あるいは被害者の関係者、御家族の方等に仕事を休んでいただいて、事情聴取を行うということで、時間的、あるいは経済的な負担、または、事情聴取することによりまして、思い出したくない被害状況を何回も聞くといったときに精神的な御負担をかける場合があります。現状につきましても、関係者のプライバシーもあって具体的な事例については申し上げられませんが、類型的な事例を挙げれば、性犯罪被害者が事情聴取の際、被害時の記憶が鮮明によみがえってしまって精神的なショックを受けるとか、御遺体の確認を行ったところ、死に顔が目には焼きついてトラウマとなるといったようなものがあります。警察では、捜査の過程におけるこうした被害の負担を少しでも緩和するために、各種教養を実施いたしまして職員の意識を高めるとともに、性犯罪事件などでは被害者の希望により女性警察官を担当させたり、支援要員による病院等への付き添いや相談など被害者の立場に立ったきめ細かい対応に努めているところであります。

仁ノ平委員

捜査の段階での取り調べ過程における二次被害に絞りますと、私は警察でそういうのがあるということが言いたいわけではなくて、例えばDV被害者の場合、警察でもあるかもしれませんが、県の女性相談所のような、女性を取り調べをしても今のような、何度も聞かれて思い出して傷つくということもあるので、警察でそういうことがあっていかんじゃないかということが言いたいわけではないんですね。女性を取り調べる場合でも、つらかったんだということが耳に入ることがあります。それで、警察にもDV事案にかかわっている流れの中でどうなのかという思いから伺ったわけですが、お話によれば、そういった取り調べの過程における二次被害があった、こういう苦しい思いをしたんだというような訴えは、最近の様子はどうなんでしょうか。かつてはいわゆるセカンドレイプなどという言葉も使われて、30年ほど前ですかね、大きな問題にもなったことが記憶されていますが、そういう取り調べの過程における二次被害の最近の件数など具体的にあったら教えていただけますか。

門西警務部参事官

二次的被害につきましても、その内容、性格からいって数字ではあらわすことはできませんけれども、県警で委嘱しているカウンセラーの方からの話を聞く限りにおいては、最近はそういった話が聞かれなくなったと聞いております。

仁ノ平委員

最近では、被害者にカウンセリングを無料でしてくださるという中で、二次被害への訴えは聞かないんだということでも、うれしく思ったんですが、昨日の御答弁でも、二次被害防止に向けて警察官の方もさまざまな勉強してくださっている様子もわかりました。ぜひとも、最近はないんだという状況を保っていただけるように、被害者の心理に配慮したといいますか、被害者の心理の理論というものが心理学であるかどうか私にはわかりませんが、ぜひその辺に基づいた捜査というものをこれからもお願いしたいと思います。

(警察署の再編統合について)

望月委員

警察署の再編統合がありましてもう2年経過をするわけでございます。その中で、私も微力ですけど、署のほうで交通安全の関係また、市民防犯の役目をやらせてもらって、しょっちゅう署のほうへ行かせていただいているいろいろお話を聞くわけですけど、2年経過した中で、事件の捜査等において、本部と各警察署との連携が円滑にとれているのかどうか、状況をお聞かせいただきたいと思います。

西郷警察本部長

市町村の合併に対応しまして、以前は15あった警察署を12に統廃合をしたわけでありまして、この過程におきまして、警察署は減少したわけでありまして、警察としましては全体的に機動力を向上させるということを行ってきております。その過程で、刑法犯の発生自体も平成14年、15年当時に比べますと大体半減をしております。最近の状況を見ますと、発生をしましたいろんな事件に対応しまして、110番を受けて初動措置を講じたりして対処をしておるんですが、その辺の動きも、非常に向上してきているのではないかなと思っております。ただ、この問題につきましては、県内の治安状況をその都度その都度確認しながら、あと、これに対して警察本部が十分対応できているかどうかということを検証しながら、引き続き全体の状況を確認していきたいと考えています。

望月委員

県民に対しまして警察官の皆さんの平素からの昼夜を問わずの非常に御苦労いただき、また、そうした安全安心面におかれまして非常に県民の信頼を得ているということで本当にありがたいと感謝する次第でございますが、この警察署の統廃合におかれまして、非常に管轄範囲が広がった警察署、それから、事件、事故、そういう犯罪が多くなった警察署、警察署によって状況が違う面もあると思うんですけど、前にも警察署員の配置数にもう少し配慮をいただけないかということで一般質問した経過があるんですけど、そのときの答弁が、犯罪、治安等の状況によって署員の配置数も決まるということでした。それでは、非常に署員が少ないという体制の中で管轄範囲が広がった、また山岳救助がふえた、救難救助がふえたとか、地域に考慮した、現状に見合った警察署の運営というものができないのではないかと思います。私の地元である南部署は、早川町の奥から下部、本栖まで、また中富、それから、南では旧富沢町の県境まで、管轄範囲が山梨県一です。例えば、早川町の奥へ行っていて、もし南の県境で事件が起こったときにパトカーで相当な速さで行っても2時間以上かかるので、犯罪者に逃げられてしまう恐れがある。そういったときに、住民の警察署に対する信頼とか、また不安とかというものも出てくるということで、非常に署員の方もそういう点を心配するわけでございます。これは各警察署においてもそういう考えを持っていると思うんですけど、そこで、管轄範囲が広い、また事件数がふえたところなど、地域に考慮した、配慮した署員の配置ということについて、お聞きします。

西郷警察本部長

南部警察署ということでございますが、確かに警察本部からも時間的に一番離れた警察署でありまして、そういう中で県境の治安を確保していくということ、なおかつ、南部署というのは、大変広い地域を守っているということで、そういう苦労は確かにあるかと思います。警察本部としては、単に刑法犯の発生件数や交通事故の発生だけではなく、管轄範囲や、そこに住んでおられる人口などさまざまなことを考慮して、毎年春の時期に人事異動ということで必要な人員の調整をしているところでございます。今御指摘のあつ

た点などについては、今後もよく踏まえて人員の配置をしてまいりたいと考えております。

望月委員

内情はわかるのですが、特に遭難救助や救難救助、そういうところが新しく管轄内、特に今言った南部署なんかもそうですけど、富士吉田署も富士山とかそういうところを抱えているということもあると思うんですけど、そういうところも、事件、事故の発生率件数だけではなく、地域に配慮した一定の署員の配置というものを考えてほしいと思います。警察署に重い負担がかり、精神的にも身体的にも非常に苦勞をいただくという状況になりますと非常に申しわけないというような考えもあります。また、財政状況が非常に厳しいですけど、できれば補正予算等も出していただきながら、何とか県下の調整をお願いしたいと思っています。常日頃から、警察の皆さんの御苦勞には感謝しておりますが、よろしく願いいたします。

(北朝鮮による拉致の疑いのある山本美保さん失踪事件について)

白壁副委員長

1984年6月4日、図書館に行くと言って家を出たまま、いまだ消息不明の山本美保さんの件についてお伺いいたします。今回の代表質問で同僚議員が質問させていただきましたが、時間は20分ということでもありますし、なかなかすべてのことをお聞きすることもできず、また、すべてが答弁いただけないということもない。そして、何といたっても、遺伝子学的なものから考えていくと、今山梨県警が提示されたその当時の遺体、これが山本美保さんである、そして、被害者の方々、御家族やその関係者からすると、物的なものから見て、願わくばそれが美保さんでなくてほしい。そして、物的な物から考えたら多分違うんじゃないかなと思っています。この両者のとらえ方が平行線をたどっているということから、今回我が会派の内田県議の質問につながったと認識しています。

そこで、何点かお伺いしたいと思います。内田県議が座高についての質問をいたしました。たしか再質問だったと思うんですが、7.6センチでしたか、座高が県警が出されているものとは違うという話でありました。しかし、私もプロじゃありませんから、座高や、頭部から臀部下端というんですかね、法医学的な話なんだろうが、とらえ方がわからないんですね。ですから、まず、頭部頭頂から臀部下端とはどういうものなのか、お聞きしたいと思います。

上杉警備第一課長

山形の御遺体の鑑定書に記載されている頭頂部から臀部下端ということではありますが、下半身が切除された御遺体の全長を示すものであります。座高ではないと考えております。また、身元不明死体の身元を特定するために座高を測るということは行っていないものと承知しております。

白壁副委員長

臀部下端というのは、臀というのはしりですね。しりの部の下から端までということで、それから、頭から上というのが字であらわす言葉だと思うんですが、被害者の御家族の方々が、さまざまな法医学的な先生方や、その方を解剖された先生だとか何人かにお聞きしているんですね。ぜひこういうところも聞いていただきたいということなんです。その先生方のとらえ方からすると、臀部下端とはどんなことですかと、意味はというと、監察医の上野正彦先生などは即座に座高と答えたそうです。また、ほかの先生方も座高という答え方をしたということです。そこで、頭の上からしりのところまでというのは全長というとらえ方で間違いなく合っているんでしょうか。再度

確認をさせていただきたいと思います。

上杉警備第一課長 本件の御遺体につきましては、山形の御遺体ということで、この御遺体を鑑定しました鑑定人にも確認をしております。それは全長ということであり
ます。

白壁副委員長 被害者の方々は全長だと思っていないですね。臀部下端からの分については、これは座高だと思っているんですよ。ですから、この間の代表質問の中にも、座高が何センチ違いますという話が出たと思うんですね。この辺は明確にしなければだめだと思うんですよ。本部長の御答弁をいただいたわけですけど、総合的な判断の中で山本美保さんということで、たしか御答弁いただいたんですね。1つはDNAというものがあつたと。ただ、ほかのところ
が4つ、5つの中で一つ一つが、例えば座高の高さが違う、これが全長との
違いだとか。そして、ブラジャーの大きさが違う、Gパンの大きさが違う等々
幾つかあるわけですね。警察としては総合的なものから判断して、これは山
本美保さんであるとしている。その一番上はDNAがあるから。DNAが合
っているのであれば他の部分も合っていなければおかしいよというのが被
害者家族の方々だと思うんですね。

我々自民党もことしはつい先月甲府の駅前で拉致被害者、これが拉致被害
者という完璧なものではないにしても、拉致被害者というものをテーマに
いたしまして全国で一斉の街頭演説というのをいたしました。我々自民党と
しては今回のテーマをそこに持っていきました。私もよく知らなかったん
ですけど、話をしてみますと、山梨県にも同じ、6人ぐらいいるとか、疑わ
しい方がいると。その中で一番疑わしいのが、山本美保さんであるからこ
ういう話になっていったと思うんですね。ですから、明確にしていかなけれ
ばならないと思うんですよ、すべてのものを。

さて、この間の本部長の答弁の中では、これから拉致的なものも視野に
入れながら捜査を継続するというお話でしたね。というのは、もともと自殺
であれば解剖はないと思うんですけど、自殺の場合には解剖はあるん
でしょうか。

三枝警備部長 自殺、他殺両方の不明死体につきましては、一応、鑑定医が検視、解剖を
して、その死因を究明するということになっております。

白壁副委員長 自他殺不明の場合にはということですか。自殺の場合にはいかがな
んでしょうか。

三枝警備部長 自殺とはっきりわかっている遺体につきましては、そういった解剖ま
では行わないと承知しております。

白壁副委員長 自殺ももちろん考えられるでしょうけど、他殺も考えられるわけ
ですね。ですから解剖をしたと。こういうところもやっぱり明確にしなければ
だめだと思うんですね。身元不明の場合には、自他殺不明であつて他殺の
可能性があるときには、一般的に、その証拠的なものを残すと思うん
ですけど。証拠
というか、身元を確認するための何かがあつたらそれを残すもの
だと思うんですけど。

三枝警備部長 自他殺不明の場合につきましては、身元不明死体といたしまして、一
応自

治体がその身元不明死体、無縁仏に対しまして措置をすることになっておりますので、そういった意味では残らない場合もございます。

白壁副委員長

ということは、自他殺不明であって、身元不明の遺体、よく市町村なんかで行路死亡人というんですか、死亡者に関する予算をとっておいて、青木ヶ原等で自殺した場合にはその予算で対処するというのをやっていたわけですけど、身元の不明な遺体であって、自他殺がわからない、他殺か自殺かわからないというときには、地元の市町村がそれに対する証拠だとか、今後どうなるか、この間の例の事件じゃありませんけど、何年かたってみてDNAを鑑定してみたら、その当時よりも今は精度が上がっていったとか、これからDNAのかわりに何か違うものが出るかもしれませんけど、というような可能性があるから、証拠というのはとっておくと思うんですけど、それは市町村が管理をしてとっておくものなんですか。

三枝警備部長

他殺の疑いがある場合につきましては、警察で当然それは残すと承知しております。本件につきましては、当県での死体ではなく、山形県での死体でございますので、詳細は承知しかねるところでございます。

白壁副委員長

山梨県で自殺したものじゃなくて、25年前に山形県の遊佐町、庄内平野の酒田の辺で起きた事件ですから、わからないんでしょうけど、その中でも骨髄の粉末が0.15グラムとあります。この辺も不明なところなんですけど、要は、明確にできるのかできないのか、片やでは生きている、拉致被害者じゃないか。片やでは、いや、いや、そんなことはない、その当時のDNAと照合した結果本人なんだと。これはずーっと平行線をたどっていくと思うんです。ですから、その努力を見せていただくとか、例えば、ブラジャーの関係だとか、Gパンの関係はこうなんだということも、また、難しいかもしれないですけど、やはりその当時捜査された方に確認するなど、一つ一つつぶしながら、関係者の方が納得できる方向をぜひ考えていただきたいと思います。その点について御意見をお願いします。

西郷警察本部長

山形の御遺体に関するDNA型鑑定の結果、それから、その他のさまざまな捜査の結果、これを総合的に踏まえて、山形の御遺体につきましては美保さんであると判断をしております。しかしながら、その死亡されるに至った経緯につきましてはわからないことがあるということで、拉致の可能性も含めて捜査をしているというのが現状でございます。今話のありました点につきましては、DNA鑑定という結果もあります。その他の捜査の結果につきましては、警察本部としては、その捜査の結果からDNA鑑定の結果と矛盾することはないと判断をしております。しかしながら、まだ死に至られた経緯も含めて捜査をすべき部分はまだ残っておりますので、これに関しましては、引き続き御家族の御協力を得ながら実施をしていきたいと考えているところでございます。

主な質疑等 知事政策室・企画部関係

第83号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(消費生活相談について)

仁ノ平委員 消費者行政の中でも消費生活相談ということに限定して伺いたいと思います。平成20年度における消費生活相談件数、どれくらい本県ではあるのでしょうか教えてください。

小松消費者安全・食育推進課長 平成20年度における消費生活の相談件数は5,640件となっております。19年度の6,017件と比べまして377件の減少となっております。この件数につきましては、架空請求が急増いたしました平成16年度をピークに、平成17年以降は全国と同様に減少の傾向となっております。

仁ノ平委員 減っているんですね。理由は今御説明あった架空請求などの相談が減ったということでしょうか。

小松消費者安全・食育推進課長 相談件数の減少につきましては、ただいま御発言がありましたように、相談の中で最も件数が多いのは架空請求に関するものなんですけれども、架空請求につきましては、手口等が新聞報道等で周知をされてきて、結果として認知度が高まったことによりまして減少しているということでありまして、架空請求の相談が、20年度は19年度に比べて687件減っておりますので相談件数の減少につながったということでございます。

仁ノ平委員 減っているというのが傾向かと思うんですが、ほかに特筆すべき最近の傾向などありましたらお示してください。

小松消費者安全・食育推進課長 最近の傾向といたしましては、ただいま相談件数については減少しているということで申し上げたんですけど、一方で、相談の内容につきましては、携帯やパソコンで無料サイトにアクセスすると有料サイトにつながって、気づかないままに高額な請求が来るとか、また、出会い系サイトなどの場合が多いんですけれども、代金の決済に当たって、代金の代行会社が入るとか、債権の取り立ての会社が介入して中身が複雑になってきて、トラブルが発生してしまうとか、それから、若者や老人をねらってクレジットでの勧誘をするというようなことも出てきているということで、手口が悪質巧妙化してきていまして、消費者が被害に遭ってしまうといったことが出てきております。

仁ノ平委員 お話を伺っていると、全国で起こっていること、全国で問題になっていることが本県でも全く同じに起こっているんだという感想を持ちました。それと、今のお話を聞いていると、未然に防ぐため、あるいは拡大防止のためにいわゆる消費者教育というものがすごく必要なんじゃないかなと、重要なのではないかと、聞こえるのですが、いかがですか。

小松消費者安全・食育推進課長 消費者教育につきましては、県民生活センターで高齢者や若者等を対象にしました出前講座を行っており、要請に基づいて夜間や休日も行っております。昨年度は127回開催しております。また私どもの課に消費者教育関係機関連絡協議会がありますが、その中でも、教育委員会では消費者教育をやっているところがありまして、一例としては、総合教育センターで小中学校などの家庭科の教員向けの研修会をやって、それを教育現場へ戻って、消費者教育をやるとか、それから、ことぶき勸学院の中で講義をするということもやっております。そういった幅広いところで消費者教育というのに取り組んでおります。今年度は、高齢者向けのテレビCMにより注意を喚起するとともに、県民生活センターへの相談につなげていくような事業を実施していくこととしております。

仁ノ平委員 今御説明いただいた消費者教育というのは未然の防止のために有効かと思えます。ところが、一度事が起こってしまった後、あるいは、不安や疑問を抱えた方には消費者相談というのが出番になるかと思うのですが、つい最近成立した消費者庁の関連法案においても、都道府県や市町村の相談体制の強化ということは大きく強調されているように思います。そこで、本県でも未然防止とともに消費者相談ということの拡充が今後極めて重要と考えますが、今年度はそのことに対してどのように取り組むのかお示しいただきたいと思えます。

小松消費者安全・食育推進課長 今年度は消費者行政活性化基金事業を活用しまして、県民生活センターの展示の充実を図り、センターで待っている時間がありますので、DVDが見られるようなモニターを設置します。また、多重債務の問題も深刻化しておりますことから、8月からになりますけれども、毎月休日に弁護士等によります無料の相談会を開催していきます。そういう中で消費者問題についても早期の問題解決につなげていきたいと思っておりますし、自殺対策の関係もありますので、そういったところとも連携をしていきたいと思っております。

おります。また、あわせて、職員のレベルアップも図っていきたいと思っています。さらに、市町村が相談窓口を設置するようになりますので、市町村の職員のレベルアップを図ることが必要となるため、巡回指導を実施し、心構えとか処理方法について実践的に指導を実施します。その他、マニュアルを使つての研修会などを今年度実施していく予定です。

仁ノ平委員

社会が複雑多様になっていく中で消費者を取り巻く実情も混沌としているように思います。その中で日々新しのいろいろな消費者を取り巻く問題が出てくる現実の中で、相談体制の機能強化というのは今後の社会の大きな課題だと私は考えているんですが、今後もこのことに注目していきたいと思しますので、ぜひしっかりとした対応をお願いしたいと要望します。

(休 憩)

(県政クイックアンサーについて)

山下委員

県政でクイックアンサーというのを始められたのは横内知事になってからだと思いますが、どのような状況になっているのか伺います。

堀内広聴広報課長

クイックアンサーの件数でございますけれども、平成19年度が544件、20年度が331件、本年度は6月の中旬までで55件という状況になっております。

山下委員

2年目になってから、ちょっと少なくなっていますね。クイックアンサーというくらいですから1週間ぐらいで答えを返すんですかね。多分いろんな質問というか、多岐にわたっているんじゃないかと思っておりますけれども、どんなやり方でそういった県民の方に質問をもらうのか、システムの流れについて伺います。

堀内広聴広報課長

大きく2つに分かれておりまして、1つはインターネットから質問、要望ができるということです。もう一つは、県の施設ですとか、市町村役場といったところに300カ所以上ポストの設置がしてございます。そこにある用紙を使って質問、要望をされるという2通りのやり方がございます。

山下委員

もし何かいい例があったら、教えて下さい

堀内広聴広報課長

美術館の来館者の方から、外のテラスで食事できないのかとの要望が寄せられまた。その要望を受け、美術館が迅速に対応しまして、今では、天気のいいときには外のテラスで食事ができるようになった例がございます。

山下委員

それは、当然相手の名前がわかっているということなんではないですか。

堀内広聴広報課長

クイックアンサーにつきましては、記名のもの、無記名のものがございます。ただ、圧倒的に記名の方が多いということですので、御記名をいただいた方にはクイックアンサー、1週間以内に回答するというところで取り組みを進めております。

山下委員

そうですね。当然、無記名では相手に返すことができないわけですから、記名の人が返せないということですね。そうすると、クイックアンサー

の件数は2年間で大体900件ぐらいと先ほど言われましたが、記名の方々というのはそのうちどれぐらいいらっしゃるんですか。

堀内広聴広報課長 無記名の方が年間20件から40件ぐらいです。ですから、1割程度が無記名ではないかと思えます。

山下委員 これは笛吹市もやっているんですよ。ただ、やっているんですけど、正直言ってなかなか難しい。项目的な問題を今言うように要望的な部分で出されていけば、それはできるものとできないものも当然あるんですけど、答えを返していく段階でかなりの件数が検討中というのがやっぱり多い。だから、笛吹市の場合は、市民からするとクイックアンサー制度に対してちょっと疑問だという思いがあります。もう一つ言えることは、クイックアンサーの内容を、もう少し、一般の市民の人たちにも公開していいんじゃないかなと思うんです。記名で来ますから、本人がいいのか悪いのかということは当然ありますが、名前を隠す等の処理を行い、内容を少し表に出してあげて、クイックアンサー制度というものをもうちょっと高めていくと良いのではないかと。何となく知っている人は知っているかもしれないけど、知らない人は知りません。という部分がありますから、ぜひとも、その点について考えていただきたいと思えます。

それで、次に、もう一つ、広報宣伝のことについて伺いたいんですけど、当然、今、山梨県の広報という全県的な部分というものは広聴広報課で基本的にはやっているかと思えます。その中で、農政だとか、観光だとか、そういった部分の専門分野に関してはそれぞれのセクションで予算を持ってやっているという感じだと私は認識しているんですけど、まず、それでいいのかどうかお答えをお願いします。

堀内広聴広報課長 一番大きいところの観光部が、人件費まで含めて十数億円の予算を持って観光PRをしており、この4月からは、観光企画ブランド推進課を新たに設けて、山梨ブランドのPRも行っています。

私ども広聴広報課では、こうした観光関係や一部農政関係を除いた県政全般のPR、広報に、いろんなかかわりを持って取り組んでいる状況でございます。

山下委員 本当に宣伝を戦略的にやっていくとしたら、どこかが司令塔になる必要があると思えます。どうしても専門的な部分に落としていくと、観光部は観光部でやります、農政は農政でやりますよという形になってしまうんです。そういうことを統括的に全庁的に見ていくのは知事政策局なんだと思えます。やっぱり知事政策局で3年とか5年ぐらいの中長期で、山梨県の観光宣伝じゃなくて、山梨県の宣伝というものをもう少し戦略的に考えていくときに来ているんじゃないかなと思っているんです。確かに、セクションの中でやっていかなければならないという部分もあるんです。それは十分わかります。しかも、知事政策局で予算を配分するなんていうこともできないでしょうから。いろいろできないということはわかっているんですけど、ある程度方向性というものをきちっと知事政策局でつくって、それに向かって観光部、そして農政部がやっていけば、横の連携が取れるのではないかと思えますが、一言いただきたいと思えます。

平出知事政策局長 広報を一元化するのがいいかどうかという問題はあるにしましても、いか

に戦略的にアピールする方向で広報していくかというのは大変重要でございますので、そういう点では、広聴広報課にはノウハウもありますから、十分意を用いながら取り組んでいきたいと思っております。

(ブロードバンドの整備状況について)

白壁副委員長

13年ぐらい前にアナログの電話回線を使ってインターネットというにつないだことを思い出しました。今は時代はブロードバンド化ということでありまして、昔に比べると相当スピードが上がってきたんですけど、それでも地域によってはまだブロードバンドの設備がなされていない地域があるということです。皆さんもうわかりだと思えますけど、山梨県全体の例えば旧町村地域の中で何カ所ぐらいがブロードバンドの設備がされていないか、御認識いただいているでしょうか。

石原情報政策課長

ブロードバンドの整備につきましては、2010年ブロードバンド・ゼロ地域解消ということで、国が推進しているところでございますけれども、現在我々がつかんでいる県内の状況では、甲府市の能泉・宮本地区を含め、13地区がまだ未整備の状況ですが、国、県、またサービス業者と連携して、それぞれの地域において光ファイバーの整備、あとケーブルテレビの業者等の対応についてもそれぞれの地域で今検討している段階でございます。

白壁副委員長

先ほど言われました2010年ぐらいまでには国でブロードバンドの設備を、いわゆるブロードバンド・ゼロ地域の解消といいますが、基本的にインターネット、ブロードバンドができないようなところが山間地の中で、今まで、光にしてもブロードバンド系統が引けなかった地域でありまして、こういうところはまさしく格差が出ているということでありまして、そして、今回経済対策として1兆円規模の対策がなされています。

私の今住んでいる富士河口湖町は、2回合併していますが、最後に合併したところが旧上九一色村の南部でした。旧上九一色村の南部では、アンテナを上げると山梨県ではなくて静岡県の放送が映るんですよ。平成23年7月にアナログから完全にデジタル化に移行すると、映らなくなってしまうというか、アンテナを立てると静岡県の放送が映ってしまう。これはでは困るということで、補助金や辺地債、今回の経済対策により事業を行うこととなります。

ただ、問題は、今お話ししましたように、アンテナを立てると静岡県の放送が映るんですよ。映るということは、自分でアンテナを立てる可能性があるんですよ。というのは、例えば、電線を電柱から電柱へ飛ばすと、いろんな言い方があるようですね、添架するとか。そうすると、電柱の使用料だとか、今のところ約2億8,000万円かかるんですかね。それを今度は、使用料金に転化しますから、そうすると月々何千円というお金がかかるんです。今やると、設備を整備しても加入する人がいないのではないかといいところがある。これは富士河口湖町の上九一色地区だけではないと思うんですね。いろんな地域がそうだと思うんです。この点については御認識されているでしょうか。これは富士河口湖町の上九一色地区だけではないと思うんですね。いろんな地域がそうだと思うんです。この点について、県は何らかの方策が立てられるのでしょうか。

石原情報政策課長

ブロードバンド整備については今、国と連携しながら県下一円に進めているわけですが、地デジの受信環境が整備されていない地域と、インターネットの光ファイバーの整備される地域は表裏一体でかなり一致しているところ

るがあります。具体的には、世帯数の少ない山間地域が主なところでありまして、ブロードバンドについては先ほど申し上げましたけれども、地デジにつきましては、山間部地域では、方法としては既存の共聴施設の改修があります。もう一つのやり方としては、ケーブルテレビの整備方法があるんですけれども、ケーブルテレビにつきましては受信する世帯数により採算性が問題になるということで業者がなかなか入っていかないというのが現状であります。また、市町村によっては、ケーブルテレビを整備したいというところもあるんですけれども、地元住民にとってはケーブルテレビよりも、共聴施設のほうが非常に受信料が安いということで、それを拒んでいるという事情もございます。地デジについては、今のところ既に地デジ対応の済んでいるのが山梨県では2市2町2村ですが、それ以外のところについては、共聴施設を整備するのかケーブルテレビが入るのかということで今地元の市町村を含めて検討中でございます。

いずれにしても、地デジというものは国の電波行政でありますので、基本的には、県のスタンスとしては、国または放送事業者で対応すべき問題と思っております。また、加えて言いますと、ブロードバンドについては民間主導ということを原則として考えていますので、県として支援措置は今のところ考えておりません。しかし、ブロードバンドについて申し上げますと、国でも平成20年6月に総務省でデジタル・ディバイドの解消戦略の中で増設、ブロードバンド基盤に対するランニングコストについては支援の仕組みを検討するというのをうたっております。また、他県でも、補正予算で公設民営をすることが多いんですけど、ランニングコスト等について非常に危惧しています。それで、全国の情報管理主管課長会議でもこうした声を受けて、近々公設ブロードバンドの地デジに対する公設ランニングコストの支援措置を、国へ書面で要望する予定であります。

白壁副委員長 ランニングコストについて国でも考えてくれているということなんですかね。それで、県で国の考え方に対して要望をかけて、将来的には明るいよということなんでしょうか。

石原情報政策課長 はっきりしたことを答えることはできませんけれども、いずれにしても、国でそういった方向を示していますので、山梨県ということではなくて、全国的な主管課長会議の中で要望していくという方法をとっていくつもりです。

白壁副委員長 要望をして、だめじゃ困るわけですけど、要望をするということによろしいわけですね。いずれにしても、もう直近で地デジの方向で進んでいるわけでありまして、情報格差についてこのままほっておくわけにはいきませんし、子供の教育についてもインターネットをさらに活用していく方向に動いていくことは間違いありませんから、ぜひ、ブロードバンドの関係もあるし、そして、CATVを利用したり、いろんな方法があると思いますけど、ランニングコストについてもぜひ強力に国に対し働きかけていただいて、その働きかけが実を結ぶよう、ぜひよろしく願いいたします。

(情報ハイウェイについて)

棚本委員 情報ハイウェイの大きな目的の中に、地デジ対応の問題があったと思います。大まかな数字で結構ですので、県が想定されていた情報ハイウェイの当時の計画段階を考えたときに、今現在の活用率はどのくらいにいつているか、

教えてください。

石原情報政策課長 今現在、情報ハイウェイを利用している地デジの業者は15社でございます。15社が活用しておりますが、実際地デジの普及率ということになりますと、あくまで受信者がそれぞれ15社のケーブルテレビ業者と契約する意思がないと普及率といわれてもなかなか答えにくい部分があるということです。

棚本委員 情報ハイウェイについて、想定は何社くらいだったでしょうか。

石原情報政策課長 数については承知していませんが、今県内にはCATV連絡協議会というものがございます。ここには18社入っております。あと、この連絡協議会に入っていない会社が6社ほどございます。業者の中で今回の地デジに伴って廃業するということも出てきております。また、既存の大きなケーブルテレビ業者が吸収して地デジ対応するという地域も出てきております。

棚本委員 やはり、情報ハイウェイの活用は県の指導なくしては十分な活用はできませんので、県民の財産を大きく生かしていただきたいことをお願いします。

(国民文化祭について)

望月委員 今回、平成25年度に本県で開催される国民文化祭に向け県民文化ホール小ホールの改修というのが出ていますので、今年度国民文化祭が開催される静岡県では、参加者、観覧者等、全国からかなりの人が集まるということで、建物自体の建てかえや、周辺の駐車場、建物内のトイレ、食事ができるレストランの整備等、全体的な見直しを含め、準備を進めていると聞いています。そこで、山梨県としては、これだけの準備で大規模な国民文化祭に対応できるのかどうか、お聞きしたいと思います。

望月生涯学習文化課長 平成25年度の国民文化祭に向けまして、今回文化ホールの改修を行うわけですが、すでに大ホールの修繕等は行っており、文化祭を行う施設として欠くことのできないところを整備し、文化祭には十分対応できるものではないかと考えております。

望月委員 県民文化ホールは指定管理者へ委託しているわけですが、指定管理者に委託する中で国民文化祭に対応することについて、県としてはどのように考えているかお聞きします。

望月生涯学習文化課長 ことしから指定管理者が変わったわけですが、指定管理者を公募する際、経営の基本方針の中に、平成25年度の国民文化祭に向けて積極的に対応していくという提案がございましたので、指定管理者自身も積極的に対応してくれると考えております。

望月委員 内容的には国民文化祭に対応できるということですが、全国からかなりの参加者があると思うんですけど、県の行政的な面での対応をお聞きします。

望月生涯学習文化課長 国民文化祭については、今年度までに基本構想を策定しております。来年度以降、実施本部等をつくりまして実施大綱等もつくっていくわけですが、まだ今の段階では、事前に具体的には働きかけというのは行って

おりません。順次そういう事業が固まり始めますと、他県等にも働きかけを始めていくということになります。

望月委員 全国へ呼びかけをするわけですけど、あと4年そこそこの期限があるわけですよね。そうすると、県民文化ホール周辺の交通状況を見ると、非常に道路も狭いという状況もある中で、周辺の人家の環境、それから安全対策等についてもお聞きしたいのですが。

望月生涯学習文化課長 今後、順次、事業内容も決まってまいります。そうすると、どこの施設でどんな取り組みをやるのかが決まってまいります。その場合、当然出演者や観客の想定等が出てまいります。いずれ輸送計画等を立てていくこととなりますので、その中で対応できるようにしていきたいと考えております。

望月委員 最終的にあと何年ぐらいの間に全国からの参加者、また県からの参加者、そうした国民文化祭の運営状況の取りまとめというものを行っていくのかお聞きします。

望月生涯学習文化課長 来年度、県では大きな実施計画をつくりまして、再来年度、それを受けまして、各実施主体の市町村等が具体的な内容を詰めてまいります。その段階で他県への情報提供が始まることとなると思います。

望月委員 全国に発信できる国民文化祭ですから、ぜひ成功させていただかないと困ります。山梨県としての観光面、文化面、あらゆる面に波及させなければいけませんので、ぜひ、できるだけ早い時期に総まとめをしながら、設備とか周辺の環境を整えるということに取り組んでいただきたいと思います。

今年度の開催地である静岡県も、国民文化祭はどうしても成功させなければいけない、今までの歴史上最大の国民文化祭にしたいという意気込みもあります。ぜひ山梨県もそういう意気込みで取り組んでいただきますよう進言をさせていただきます。

窪田県民室長 平成25年に第28回の国民文化祭ということで、国民文化祭、文化の祭典として日本の文化の祭典では一番という祭典でございますので、山梨県としては、できるだけ山梨の文化というか、歴史的風土に根ざした文化を県外から来るお客さんにできるだけアピールしたいということで、ぜひ、県もですけども、市町村の協力もいただきながら、できるだけ盛大にといいますか、山梨の文化の光というものを発信できるような国民文化祭にしたいと考えております。

主な質疑等 総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

第78号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第83号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

(消防学校訓練設備整備事業費について)

棚本委員

今回は、補正予算の中に防災費が幾つか盛り込まれておりまして、安心安全の部分で非常に有効だと感じております。かつて本会議でも、消防の広域化の問題がありましたが、一線で立つ消防職員の士気という問題を関連で話させていただきました。救急にしても、それから遭難の関係のレンジャーにしても、本来の火事の現場であっても、士気が下がったらできませんし、また、士気と同時に、消防職員にとっても、日常の訓練と経験がいざ災害の現場となると大いに左右されると思います。

そこで、消防学校訓練設備整備事業費の補正の内容について最初にお尋ねをいたします。

堀内消防防災課長 今回お願いしております消防学校訓練設備整備事業費の具体的な内容でございますが、8,000余万円をお願いしております。主なものを申し上げますと、まず、火炎・濃煙熱気消防訓練施設でございます。説明をいたしますと、火炎というのは、火の炎、濃煙というのは濃い煙ということでございます。それから、熱気は当然、熱さということです。そのための消防訓練施設ということで、具体的には、貨物列車についているような大きな鉄の箱のコンテナのようなものをイメージしていただければよいのですが、その中で実際に灯油等を燃やして、本物の炎、あるいは煙を使って、その中へ消防職員が防火スーツを着て酸素ポンペを背負って、実際にその熱さを体験しながら消防訓練を行うという施設でございます。コンテナ式のもので、移動ができるという施設でございます。これが3,500万円くらいするものでございます。

それから、もう一つ大きなものとしましては、高規格救急車でございます。通常の搬送に使う救急車よりも一回り大きくて、救命救急士が乗りまして救命処置が行えるような人口呼吸器、あるいは輸液ポンプ、酸素マスク、AED等いろいろな器具等が搭載されている救急車でございます。今までは、通常の搬送用の救急車を使って訓練していたため、車内で救命器具等を用いた訓練はなかなかできなかったんですが、今回は、救命器具が搭載された高規格の救急車を購入して、実際の救急業務により近い形で訓練をしたいと思っています。それから、車内に入れる人数は限られますが、救急車の中にカメラを設置し、外にはモニターを置くことで、車内に入ることができない訓練生についても、外で訓練風景を見ることができるようになります。この訓練

用の高規格救急車というものを購入する予定です。これが大体3,000万円ぐらいです。

主なものはそのくらいでございまして、あとは、模擬的な火災訓練のための家屋や、高速ホース洗浄器等を購入したいと考えております。

棚本委員

消防本部の訓練もレンジャー始め見ておりましたけど、今回火災・濃煙熱気訓練施設を整備されるとのこと、また、高規格救急車も、外からモニターで訓練風景が見学できるということを伺いました。そこで、今まで県内の消防署には火災・濃煙熱気消防訓練施設や訓練用の高規格消防車というものなかったように聞いておりますが、各県内消防署では、訓練というのはどのようにされていたんでしょうか。

堀内消防防災課長

火災・濃煙熱気消防訓練施設のような、実際の火災現場に近い状態というのは今の消防学校の訓練ではなかなかつくれない状況であります。例えば煙ですと、発炎筒の煙を使った擬似環境をつくるとか、火災を実際おこすにしても狭い空間で高温の状態をつくることができなくて、小規模な訓練になってしまっていました。ですが、それでは実際、役に立ちませんので、それを体験するために、今までは、横須賀にあります海上保安庁の外郭団体、今は独立行政法人になっておりますが、海上災害防止センターに出向いて、その施設をお借りして、訓練をしておりました。したがって、今回購入していただければ、訓練効率が非常に上がるのかなと考えております。

それから、救急車の関係につきましては、先ほどもちょっと触れましたが、狭い救急車内で作業するということがなかなかなくて、AEDや輸液ポンプ、個別の機械を車外に持ち出して訓練をして、あるいは、たまにはそれを救急車内に持ち込んで扱うということで、実際の高規格の救急車で体験していることは若干違ってしまったということがありますので、今回は、実際に今使っている高規格の救急車に近い体験ができる訓練設備を購入したいということでございます。

棚本委員

こうして一線に立っている消防職員の皆さんの訓練が身近でできるということは本当に心強い限りでありますし、率直に申し上げて、今回のこの整備内容、よかったという気がしております。

そこで、今回の施設を導入するに至った経緯について、簡単に結構でございます、ちょっと教えていただければと思います。

堀内消防防災課長

現在、救急車などにつきましては、消防本部の所有している救急車の6割近くが高規格のものにもなっております。したがって、消防長会を初めとして、消防本部からはそういった形で消防学校で訓練ができないかという整備要望は寄せられておりました。ただ、財政的なものもありましてなかなかおこたえができなかったんですが、今回、国の補正予算による地域活性化経済危機対策臨時交付金等を活用してぜひお願いをしたいということで、予算をお願いしているという経緯でございます。

棚本委員

幾ら訓練を受けた隊員でも、私たちと同じ人間ですから、火の中に行く怖さというものもあると思いますし、今までこういう体験を横須賀まで出向いていたとなると、なかなか訓練の機会がなかった署員の皆さんにはとてもよいことだと思います。また、消防長会のお話も受けてということでありますが、こうして県内消防関係機関からの要請に県がずばり形としてすぐに対応

していただけるとなると、消防職員の士気という問題につながっていくと思いますから、大いにこの効果も期待しているところであります。

それで、せっかく充実した2つの大きな目玉になるような訓練機器導入になりましたので、今後の県内各署に対する県の訓練計画について内容をお聞かせいただきたいと思います。

堀内消防防災課長 今回の予算が可決され発注ができますと、火災・濃煙熱気消防訓練施設については、発注してから半年ほどかかってしまいますので、具体的に使えるのは来年度になると思います。救急車のほうは年度内ぐらいには使えるようになるのではないかなと考えております。いずれにしても、より高度な訓練機器が購入できますと、現在の訓練カリキュラムが充実する格好になりますので、もっと科目がふやせるのかどうなのか、よく現場で検討をしたいと思っております。特に、火災・濃煙熱気消防訓練施設のほうは、来年からのカリキュラムになりますが、より現場に近い体験ができるような形での訓練を実施し、訓練の高度化を図ってまいりたいと考えております。

棚本委員 ぜひともこの施設を有効活用することと同時に、この訓練を実施される指導員といいますが、特にこの大型機器に対する指導体制は現行のままで対応できるのかどうかということをお答えいただきたいと思います。

堀内消防防災課長 現在の消防学校の教官等も火災・濃煙熱気消防訓練施設などにつきましては、横須賀に出向いた際、実際に見ておりますし、コンテナを持っているほかの県へも視察をしております、これならば物さえあれば訓練が施せるかなということで、消防学校の教官からの推薦もあって、今回お願いをしているところでございますので、十分対応できるものと考えております。

また、教官についても、そういったものを使った訓練カリキュラムの研究は今から進めていきたいと考えております。

(県単独公共事業費について)

竹越委員 今回の補正の中で、県単独公共事業費の追加がございまして、この点についてお尋ねをしたいと思っております。

当初予算概要などの資料によりますと、一般公共事業費は交付金などを使いまして105億円プラス、県単独公共事業費については20億円の追加と伺っております。それで、公共事業費と県単独公共事業費については、県の行政改革大綱の中に19年度以降、公共事業についてマイナス前年比4%、県単独公共事業費について8%という大変厳しい目標を定めておまして、平成21年度予算編成までに十分達成されたら当初予算の説明のときにはお聞きしております。ついては、この補正予算を踏まえて、行革大綱との関係はどのようになっているのかを御説明願いたいと存じます。

福富財政課長 公共事業の補正追加と行革との関連ということでございますので、まず、行政改革大綱においてどのように目標を定めているかということからお話をさせていただきたいと思います。行革大綱におきましては、県債の発行が大部分を占める公共事業費、それから県単の公共事業費、この2つにつきまして、地域経済への影響に配慮しながら段階的に縮減し、県債残高を削減するというところでございまして、具体的には、各年度、公共事業については4%、県単独公共事業については8%の縮減をめどとするということで目標をかせさせていただいております。ただし、国の補助金などの外部資金、有利な資

金は積極的に活用することによりまして、県負担を変えない中で事業費については拡大するというには努めていくということで目標を定めているところでございます。したがって、それに基づきまして、当初の予算におきましては、行革大綱に基づきますと、県負担額が492億円になるように予算を組んでいくというのが行革大綱に基づく予算編成になりまして、最終的にも当然ながら492億円になるように、公共事業につきましては、事業費でいいますと692億円、県単独公共については154億円という事業を計上させていただいております。

そこで、これを踏まえまして今回の補正でございますけれども、トータルとして125億円事業費の追加をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、まずもって行革大綱におきましては、県債残高を削減していくという大きな目標を掲げておりますので、これをしっかり守っていくということを基本とした上で、それでは、今回、公共事業を追加していくとどのような影響が出ているかというのを見定めましたときに、今回は国におきましては、通常の補助金のほかに公共投資の臨時交付金、それから経済危機対策臨時交付金を活用していくことによって県債削減計画に与える影響というのはほとんどないであろうということで、すぐに着工できる箇所ですとか、こういったものをできるだけ盛り込みまして、最終的には、125億円ということで盛り込んでおります。しかしながら、一方で、県債、それから一般財源の部分も含めまして県負担額は6億円におさめておりますので、そういう意味では、先ほどの4%、8%縮減した場合の県負担額を若干飛び越えることにはなりますが、依然として県債削減という大きな目標はしっかりと維持しながら地域経済にもしっかりと配慮した政策を実施していくことになっております。

竹越委員

ことしの当初予算についての説明を受けたときには、割合丁寧に、交付金事業ができたから県負担を同額にして公共事業をふやして云々という御説明があったのです。今回の御説明をいただいたときには、県債残高について、プライマリーバランスの黒字化という面についていうと確保しているよというお話は本会議で御答弁がございました。必要な事業については、交付金の事業を使って前倒しにするなり、推進をすべきだと思っております。その点については別に文句を言っているわけでは全くありません。ただ、当初のときには割合丁寧に説明があったのですが、質問があってからでなくて、特に、県債とかあるいは行革の目標があるものについては先に説明をしてもいいのではないかと印象を持ったわけです。わずかの額、例えば、県単の負担の増なのが6億円だといいますが、そういうのは先に御説明いただいたほうがみんなもわかるし、そういう姿勢が必要ではないのかと思ったのであります。この点について御答弁をお願いしたいと思います。

福富財政課長

御指摘のとおりだと、反省すべきものは反省しなければいけないと思っております。県の負担額、それから県債の部分についてはしっかりと御説明するように心がけたつもりではありますが、一方で、県債と行革大綱の関係をしっかりと資料として御提示するという点については不足している部分もあったかと思っておりますので、今後またこのような機会にはしっかりと御説明をするとともに、記者会見等ですとか、いろんな発表の際にはできるだけそういった説明をするように心がけておりますけれども、議会以外の場でもできるだけしっかりと説明するように今後も努力していきたいと思っております。

竹越委員

今回の県の補正予算の総額は約280億円であります。かつてないというか、一、二の大型予算だという話なんです。例えば基金の事業がありますが、介護職員処遇改善の基金を32億円新規に積みました。一方で、その基金を取り崩して、6億数千万円支出をいたしますね。そうすると、280億円のベースでいくと32億円と6億数千万円を足した額なんですよ。38億円になるわけなんです。それで、緊急雇用創出事業についていうと、45億円積み増しをいたしました。今回支出として計上しているのが10億円、全体の中であるわけですよ。そうすると、積んだのが45億円と支出したのが10億円、予算上はあるわけね。それは280億円のベースでいうと、45プラス10だから55億円になるのであります。もちろん補正予算の規模としたら間違いないんだけど、主として今回は、全部が経済雇用対策でないことは承知をしておりますが、今回の補正予算の中身を説明するときには経済対策、経済雇用対策を中心にしてお話をします。それが280億円だという説明をするわけです。全部でないことは承知していますが、今回、基金のことだけ言うと、積んだのが100億円ちょっとくらいでしょう。つくったのと積み増しをしたので102億円くらいで、それを取り崩して事業化したのが20億円くらいでありますよ。足し算をして約120億円になるわけだ。でも、実質的な支出は21億円、県から外向きに出すお金は20億円なんですよ。そうすると、280億円、すごいなと思っけていても、差し引きをすると、積み増したほうは106億円を引くとおおむねそれが県から出すお金になるのかな、全部かどうかわかりませんが、そんな勘定になるのかなと思うんです。そういう意味でいうと、特に今回の補正予算の場合は経済雇用というのが中心だということでありますから、そういう意味ではそれに寄与する財政支出を可能とする予算がどれくらいかなというのは、県民向けにぜひそういう視点でも説明をするべきだと思ったのですよ。280億円だけで説明するのはいかなものかなと、もう少し知恵があってもいいんじゃないかなという気がしたんですが。これは総務部に御質問するのが適切かどうか、必ずしもすべてわかりませんが、少なくとも予算編成を仕切っているところでありますから、そういう視点で私が今申し上げたことについて御見解があったらお聞きをしたいのであります。

福富財政課長

御指摘のとおり、今回は基金を積むというのが1つの特徴になっておりますので、そういう意味では、重複する部分もありまして、わかりにくい面があるかと思えます。もちろん、基金で積んでいる事業についても国の補正予算に関係するものであり、経済対策の一環であるものでございます。そこで、御指摘のように、280億円の中に基金でただ積み立てる事業というのがございますが、きょうは総務委員会でございますので全体の事業はお示しをしていないわけですけど、この前、説明した資料ですとか、それから記者発表で説明する際には、基金の積み立てを除く形で資料でお示しをしております、その事業規模で176億円というのはその際にも数字はお示しをして説明をしております。したがって、実際に外に支出として出ていく分の事業としてはお示しをしておりますけれども、ただ一方で、基金に積む分というのもこれから今後取り崩して、少なくとも3年以内には使っていく分でございますので、全くもって経済対策と関係ないということではございません。そういう意味では両面の性格を見ながらしっかりと、基金取り崩しを除いた分の数字もお示ししながらトータルな数字もお示ししてという工夫をしておりますが、今後、できるだけ誤解のないようにわかりやすい説明に心がけてまいりたいと思っております。

竹越委員

説明はきっとあったのかもしれませんが、恐らく、使う数字は280億円しかほとんど使っていません。マスコミだってそういう数字しか出てこないんですよ。ですから、予算規模がかつてないというか、一、二だとかいいますけど、実質で比べてみたらどうかということだって、わかりやすく説明したっていいんじゃないのかと思いますよ。恐らく、過去に補正予算の規模の大きかったときがあると、もしかして、基金じゃなくて公共事業中心であれば、基金でなくてストレートに出すのがあったかもしれないから。そういう意味でいうとかなり落差があるのかなという気もしないわけじゃないから、補正予算の枠だけで比べるのはいかなものかなと思います。御説明があったものを見落とししたら、それは申しわけありません。けれども、主として外向きに伝わっているのは280億円でありますから、その辺はもう少し丁寧をお願いをしたいと思います。

古賀総務部長

今御指摘いただいたことはよくわかります。予算の1つの性格といたしまして、このような場合に、いってみれば二重計上になってしまうというのは、どうしてもありまして、こういう場合に余りそれが大きくなってわかりにくいようだと、例えば、今、公債管理特別会計というのをつくっていますけれども、あれは結局、県債の借りかえの分が二重計上になって予算がそのまま丸々膨らんでしまうので、それをわかりにくくしないようにわざわざ特別会計をつくってわかりやすくしているという面があるんですけども、今回の場合は非常に特殊で、国から交付金に来て、それを一たん全部基金に積みなさいという形ですので、直ちにそれが県内に真水として出ていくかというと、これは3年かけて出ていくという性格のものですから、純粹に280億円というものが直ちに県内に流れていくわけではないという部分は我々もよく注意をしていきたいなと思います。そういう点で、今おっしゃっていただいたような視点も、今後いろいろと経済対策とか説明を申し上げていく上では1つ注意をしながら、よりわかりやすい説明に努めてまいりたいと思っています。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

承第1号

山梨県県税条例及び山梨県県税条例の一部を改正する条例中改正の件

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

承第2号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑

なし

討論

なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第21-5号 地震財特法の期限延長について

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

請願第21-6号 核兵器廃絶の課題で日本政府に対し、唯一の被爆国として具体的努力を求める意見書の採択を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(ふるさと納税について)

白壁副委員長

ふるさと納税がスタートをして、一時期は相当話題になりました。ふるさと寄附といったほうがいいと思うんですが、山梨県も1,000万円を超えるような形になってきたということでありまして、1,000万円を超えるのが多いのか少ないのかということから考えてみますと、自治体の知恵の見せどころと申しますか、ちょっと物を考えたり、ちょっとやり方を変えたり、あと、職員の方々の意識が高いと相当集まるという事例もあります。

実は、大阪と京都へ行ってきました。大阪へ行った理由というのは、大阪が4億数千万円、ふるさと納税があったと。それはそれなりに人口も多いので大阪は多いんでしょうが、そこには何かあるのではないかなと思って私は研修させていただきに行ってきました。そうしたら、大阪というのはおもしろいことをやっている。その後京都も行ったんですけど。すばらしい知恵を働かせてやっているんですね。4億数千万円うちの約3億円は物納だったので、実質的には平成20年度、1億900万円くらいの現金が集まった。そ

のうちの7,500万円は市の職員の方々が寄附しているんですよ。これはなぜそうなっているかというと、2万5,000人規模の職員が市外に住んでいて、その人たちが寄附することによって、ふるさと納税がふえるということなんです。いろんな工夫を考案されているんですね。そんなことで、その後京都も行ったんですけど、京都もすばらしい発想のもとに集められておりました。

そこでお聞きしたいんですけど、山梨県のふるさと納税の実態、ちょうど2年目を迎えるわけですけど、現状、1,000万円強ぐらいのところだと思んですが、全国的な状況はどうか、それと、今、ランク的に大体どの辺にいるのか、平均的にこんなものだよと、この位の金額が今集められたというところがおわかりのようでしたら御説明いただきたいと思います。

望月税務課長

ふるさと納税制度につきまして、全体を所管しておりますのは、知事政策局になっております。本年度から寄附金の受け入れにつきましては、税務課が扱うこととなりました。所管が分かれておりますので、税務課で承知いたしておりますのは、昨年度の寄附金につきましては、88件で1,478万円ということでございます。今、知事政策局でパンフレットやホームページ等でのPRなどいろいろやっております。全国的位置というのは、今手元に資料がないためわかりません。

白壁副委員長

京都府については、GMOというクレジットカード決済会社を使っているんですね。今ヤフーというポータルサイトがありますけど、そのポータルサイトを使っているところが20数県あるんですよ。京都府はGMOペイメントを使っているんですが、相場的にいうと、手数料は大体1%。インターネット上のクレジットカードを使いながらのふるさと納税システムというものを実施しているんです。山口県は、ふるさと納税の30%がカード引き落としなんですよ。我々も少し知恵を働かせる必要があるのではないかと思います。

ですから、こういうシステムというのはまず使いやすいようにすることと、これもすごいなと思ったのは、職員の方々が地域の何かの説明会があるというときには、寄附金のパンフレットをもって行って、こうしてください、ああしてくださいと、いい営業マンをやっているんですね。だから、寄附金が集まるんだなというところも確認できたんです。

また、このことに加え、クレジットカード決済も絶対必要だと思うんですね。この点について、お答えいただければと思います。

望月税務課長

クレジットカードでございますが、税務でもクレジットカードで納税するというのが4県ほど動いております。税務の場合は利用率が非常に低い状況で、1%そこそこの状態でございます。寄附金のほうでは、クレジットカードに関する検討と、それから、全体のマルチペイメントネットワークを活用した電子収納ということで、情報政策課等の関係課が入って研究はずっと続けてきております。その中で、知事政策局でふるさと納税制度にクレジットカードが使えないかという検討が進められております。

税のほうでは、寄附と違いまして、税目とか課税標準とかいろんな要件があるため、税務システムの改修をしないととり込めないという状況にあり、税務システムの改修費用が2,000万円以上かかるという試算をしております。税務課でも研究はしたんですが、非常に経費がかかる状況になっております。税につきましては、納税環境の整備としてコンビニ収納などを進め

まして、できるだけ納めやすい形を考えておりますが、クレジットカードにつきましては、費用対効果、先発県の利用率等も見ながらまたシステムの修正も考えなければならないということで、まだ検討研究をしているところでございます。知事政策局では、寄附金につきましては、クレジットカードの導入を検討するという事は聞いております。

白壁副委員長　　ふるさと納税のクレジット決済について費用はそれほどかからないと聞いておりますので、ぜひとも導入して頂きたいと思えます。

古賀総務部長　　県でも今具体的に検討しておりますが、ふるさと納税を促進するという観点で一定の効果も期待できると思っておりますので、ぜひとも前向きに検討してまいりたいと思えます。今御質問いただいたことにつきましては、きちんと知事政策局にも伝えて検討してまいりますのでよろしく願いいたします。

(税の徴収率について)

白壁副委員長　　もう一点、なかなか徴収率が上がらない山梨県ですが、なぜ京都へ行ったかということ、京都はここ七、八年の間に、税の徴収率が最低ランクから、右肩上がりで上がっているんですね。それでは何で上がっているのかなというところなんですが、京都ではいわゆる取るとか、押さえるとか、捨ててしまうというか、分母を切るんですね。この3要素があってこそ徴収率の数字は上がってくるんです。この間も現地調査で御説明がございましたが、タイヤロックを行うとか機構を設置して収納率のアップを図ったり、過年度のものについても収納率を上げていかなければならないということでございます。法人二税は申告納税ですから、100%ぐらいが当たり前のところなんですけど、税源が移譲された個人住民税は、徴収率を落としていくと自主財源が減るわけですから、何とかふやさなければならない。もちろんほかの都道府県は機構をつくったり、地方自治法第284条第3項の広域連合や、第284条第2項の一部事務組合などの組織体制をつくりながら、徴収率アップということを考えているわけですね。機構ということ、市町村と県の職員がセットで一緒に回ったり、教育したり、指導したり、というようなことをやっているようですけど、大項目でいいです、法人二税だとか、県民税だとか、不動産取得税だとか、あと幾つかありますけど、あとのところはまとめてその他でもいいですけど、現状として、昨年度、現年課税と過年度分で、どのぐらいの徴収率で、それが全国で大体何位ぐらいなのか、また、昨年分の不納欠損はどのぐらいなのか、そこまで教えてもらえますかね。

望月税務課長　　市町村の税の徴収率でございますが、平成19年度が市町村税全体で88.3ということで、全国で47位となっております。平成19年度の個人市町村民税の本県の徴収率というのが90.8%ということになっております。これは全国平均が93.1%ですので、低い状況でございます。

白壁副委員長　　県税の不納欠損の額は大体どのくらいあるのか教えていただきたい。

望月税務課長　　県税につきましては、平成19年度不納欠損額が4億3,500万円あります。内訳としましては、個人県民税が一番多くて1億3,700万円、あと、大きいのは自動車税で1億2,800万円、主なところはこの2つで、あとは少額になっております。平成20年度につきましては決算整理中ですので

でまだ出ておりません。

(山梨県地方税滞納整理推進機構について)

白壁副委員長

今、山梨県地方税滞納整理推進機構という形の中で、県と市町村の職員が一緒に回るような仕組みになっています。ほかのところは一部事務組合や広域連合をつくっている。広域連合ということは権限があるんですね。賦課して徴収もあるわけですけど、一部事務組合とはちょっと違うんですね。山梨県の今の仕組みともまるで違う。この点については検討されたんでしょうか。例えば検討したとして、なぜ今機構でいくんでしょうか。前回現地調査で説明を受けたときには、3年間これで実績を確認してというようなことを言われました。他の方法について検討されたんでしょうか。

望月税務課長

機構を立ち上げるに当たりまして、県と市町村で研究会を設けまして、どんな方法がよいのかということを検討しました。それで、広域連合や一部事務組合等も検討の中に入れておりましたけれども、設立とか運営の費用、そういったものが低コストで、状況の変化に応じて組織の改編が一番容易であるということで今の機構の方式ということになったわけでございます。機構というのは、設立するまでに時間が余りかからず早期に取り組みめるということと、それから、市町村における賦課、徴収権、みずからの税はみずからが徴収するという原則が確保できるわけです。例えば、広域連合とか一部事務組合をつくってしまいますと、そちらへ引き継いでしまって、市町村自身が賦課徴収権を放棄するような形になってはいけないということで、あくまでも基本的には市町村に賦課徴収権がある、そういう意味合いから賦課徴収権が市町村に残る任意組織ということで、3年間の限定でございますが、山梨県地方税滞納整理推進機構をつくりまして、3年間集中的に取り組んでいくということになっております。

白壁副委員長

メリット、デメリットというのは両者にあるんですよ。例えば広域連合にすることによって、今までの慣れ親しんだ職員ではなく全然知らない職員が税の徴収にくることにより滞納者の対応もかわるといったメリットがある一方、費用負担の問題等いろいろな問題がある。でも、方向的には、総務省で広域連合等の方向も考えましょうというようなことが出ていました。方向的には皆さん検討して、最良の方法をとってくれということなので、期待をしながら注視させていただきます。税源移譲がされて自治体でも税収確保というのが一番重要になりましたから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

古賀総務部長

ただいま御質問いただきました点について我々もよく考えて、市町村と県と一体となった税収確保努力というのはこの3年間で終わるわけではございませんので、その後のこともよく考えながら、今後しっかりとした税収確保対策を取れるように頑張っていきたいと思っております。

あと、1点訂正をさせていただきたいと思っております。先ほどのふるさと納税のクレジットカード決済でございますが、今確認をしましたら、必要な経費が当初予算に載っております。それで、早ければ秋にもクレジットカード決済の導入をするということで今準備をしておりますのでよろしくお願いたします。

(県庁第一南別館の保存について)

仁ノ平委員

昭和45年まで使われていた旧県立図書館、いわゆる県庁第一南別館の解

体保存問題について何点か伺いたいと思います。

まず初めに、改めて、どのような判断をもって解体と決められたのか。御説明ください。

矢島管財課長

県庁第一南別館の保存に関しましては、一昨年、県庁舎の耐震化に関する検討委員会という、民間の専門の先生も入った検討委員会の中で、実際に現場を調査したり、評価をして、検討がされました。その結果、第一南別館は別館のレベルには及ばないけれども、山梨県の近代化遺産として一定の文化的な価値があるとのことでした。しかし、集約して建てる防災新館という建物との位置関係、規模等の関係で保存ができないかもしれないということで、総合的な判断をすべきだということを提言されました。その委員会の提言を受けまして、ことしの3月に決定いたしました県庁舎の耐震化整備計画をつくるに当たりましては、できるものならば残せないかという姿勢で5つの方法について検討いたしました。

その検討の1番目の保存方法といたしましては、現在地に残せないかということでございます。現在地にそのまま残すということになりますと、実は、防災新館の必要な規模が2万8,500平米ということでございますので、今の第一南別館の南側、昔の西武の建物、そちら側の残りの敷地を全面、道路ぎりぎりまで使った建物にするか、あるいは、敷地の一部を残しながら非常に高層化して建てるという2つの方法しか考えられませんが、いずれの方法にしましても、本館側と新しい防災新館の間に第一南別館というのがどうしても障害になりまして、車寄せ、あるいは出入り口、玄関というものがつけられないという物理的な問題がございます。さらに駐車場を200台、地下につくりたいと考えておりますが、そういったものもかなり削減せざるを得ない。また、もし高層化するとすれば、事業費が数億円ふえてしまう。さらに言いますと、今となりましては、防災新館の形を変えとなりますと、既にこの間、実施方針ということで10月の募集に向けて発表いたしましたけれども、一からやり直さなければならないということで、非常に事業全体がおくってしまうという課題が現在地に保存する場合にはあるわけでございます。

2番目の保存方法といたしまして、移築ということがございます。移築の場合は、木造であれば分解してまた組み立てるということができるわけですが、鉄筋コンクリートの建物でございますので、そういうことはできませんでして、全く新しいものをレプリカとしてつくるということになるわけでございます。そのための費用も3億円近くかかる。そもそもどこに持っていくのか、そして、それをどう活用するのかということを検討することになりますと、これは非常に長期間かかると思います。ということで、県庁の耐震化整備事業そのものが、これが片づかないと進まないことになりますので、事業的にも日程的に非常におくってしまうという問題があるわけでございます。

3番目の保存方法として考えられますのは、曳屋という方法でございます。基礎ごと建物を水平移動するという方法ですけれども、これは場所が限られてしまいます。県庁東門の北か南周辺にしか置く場所がないわけですが、実はその場所には甲府城址の石垣が入っております。アスファルトをちょっとめくるとすぐそこに石垣があるという状況でして、そちらを壊さなければ曳屋ができないということもございまして、またその費用も3億円から4億円かかります。なおかつ、曳屋をするというのはすぐに1カ月、2カ月でできるということではございまして、非常に長期間かかるということで、

防災新館を初めそのほかの事業が大幅におくれてしまうという問題がございます。

それから、4番目の保存方法としまして、一部保存という方法がございます。これは建物の一部を切り取って、新しく建てる防災新館の1階に一体的にくっつけるという方法でございますけれども、実は、防災新館は防災拠点ということで、免震構造にするわけでございます。そうしますと、そのつける建物も免震構造にしなければならないということで、その費用は10億円かかると見込まれております。また、それを一体化するということになりまして、PFI事業ということになりますので、これまで1年かけて準備してきました今回の実施方針を発表する前の取り組みをまた一からやり直すというようなことになりまして、整備時期が大幅におくれるわけでございます。

このようなことで、いろいろな方法を検討いたしましたけれども、日程的な問題、それから、財政的な問題、その他の、先ほど来申し上げましたようないろんな事情がございます、この4つの方法は残念ながらとることができないのではないかという判断をいたしまして、記録保存ということで保存をしていきたいという結論になったということでございます。

仁ノ平委員

何とか保存ができないかということで、さまざまな観点から御検討いただいたことは承知しております。記録保存というようにところに着地したかと思うんですが、振り返ってみれば、昨年春の新聞寄稿から始まって、その前にもあったのかもしれませんが、ことし2月の県への保存活用の要望を出した方々がいらっしゃいました。その後、再び新聞への寄稿など、そして、先月でしたか、何とか保存活用を願う方々のフォーラムが開かれたようにも聞いております。ここへ来て、県民の中から、そのような県の保存への努力も踏まえながら、でも何とか保存活用という方向も一緒に探れないのかという声が出てきているのも事実でございます。そして、その方たちは、さまざまなアイデアとか技法もお持ちで、防災新館の必要性を重々承知しながら防災新館と第一南別館両方の共存が大事ということを踏まえながらアイデアや技術や、またお金をも提供しながら何とか保存できないかという思いでいらっしゃいます。そして、願うことは、県ともう少し話し合いを望んでいらっしゃいます。話し合いをしたいというその県民の気持ち、願いをどう受けとめていらっしゃるか、受けとめていただきたいと思うんですが、話し合いのテーブルにぜひついていただきたいと、その方たちのアイデア、技術、力量もいただきながら話し合い、知恵を出し合っていたいただきたいと願うのですが、いかがでしょうか。

矢島管財課長

保存を求める皆さんとの話し合いは、私どものほうも望んでいることでございます。ただいま申しましたような内容についてこちらからも十分説明をさせていただきたいと思っておりますし、また、皆さんの意見等もお聞きしながら、話し合いの機会を設けたいと思っております。

仁ノ平委員

ありがとうございます。このことは、単に第一南別館を壊すか、保存するかという問題にとどまらず、いろいろなお考えの方が県民にいらっしゃる中で県民との合意形成をどう図っていくかという、そのような位置にも位置づけられることかと思えます。開かれた県政、県民の意見に耳を傾けという中で大きな、ちょっと誤解を招く言い方かもしれませんが、県民にとっても行政側にとってもレッスンになるような素材ではないかなと私は思っています。そして、話し合いをいただくと今伺ったのですが、話し合いのために

はある一定期間が、一定の時間が必要だと私は思います。聞くところによりますと、7月の解体、あるいは8月には解体するんだということも聞いておりますが、話し合いをするには余りに、7、8月には壊すというのでは話し合いの時間がないと思います。何とか決定をいま少し引き延ばせないものでしょうか、お伺いします。

矢島管財課長

解体につきましては、当初予算の執行ということで、既に入札の公告がなされていまして、8月の早々には業者が決定するという状況になっております。ただ、それは進めさせていただきたいとは思っておりますけれども、実は、解体といいましても、業者が決まって、すぐあしたから解体に入るといふことではございません。実際に着手するまでには事前の、工事の施工計画をつくる、それから囲い込みをする、それから、建物の中のいろんな設備をあらかじめとっておくという準備期間が非常にかかるわけでございまして、通常のスケジュールでいけば少なくとも9月いっぱいにはそういった作業に必要でありますので、実際に建物に手がかかるというのは10月以降になるというのが標準的な工程だと思います。ということで、まだ時間は7月、8月、9月とありますので、その間に私ども、説明を十分にさせていただいて理解をいただけるように努めたいと思っております。

仁ノ平委員

7月ではない、8月ではないと伺って、ちょっとほっとした気持ちはするんですが、私がほっとしたというのは、実は、4月以降、第一南別館の価値に改めて気づかされたからです。私は4つの意味で壊してはもったいないと思います。

1つは、歴史的文化的価値、県民の心のふるさと、心の図書館、そして建築物としてそのものの価値、特殊性、開放された機能美、GHQが使っていたという点で戦争遺跡という面もあります。あるいは、これを県に寄附した根津財閥の根津嘉一郎さんの心の願いが聞こえるような気がいたします。

2つ目は、観光面ですごく価値がある建物だと思います。第一南別館単体としても価値がありますが、この県議会議事堂、旧本館、第一南別館、そして、どうなるかわかりませんが、甲府市役所内の第4号館、旧郵便局、そして、今構想されている藤村記念館、そして武田神社、そしてもちろん甲府城と合い並んで、長い目で見たら有意義な観光資源として、山梨県への経済面での寄与も大きいと私は思います。

3番目に、そうした側面から山梨県全体のイメージアップに大きく寄与するもの、私は、何だこんな2階建ての建物とっていたことを恥じているんですが、県全体のイメージアップ、山梨ブランドの1つとして国や世界に発信できる財産だと思っています。

そして、最後に、特に甲府ですが、甲府のまちづくりの中核として、この建物っていいとおいしいな、かわいらしいな、もったいないなという気持ちでいっぱいでございます。

そんな気持ちで、ちょっとでも引き延ばされたことをほっとしたと言ったのはそういう気持ちなんですが、解体は耐震化という中で検討されたこと、防災新館を建てるという中で出てきたことですが、ぜひぜひ、そうした第一南別館の価値にも光を当てられて、急いだ結論をせずに県民と話し合いを重ねられて、保存に多くのハードルがあって保存はすごく難しいのは承知しています。ハードルがあるのなら、ぎりぎりのところまで県民とともにぜひ知恵を出し合って、ぎりぎりまで探っていただきたいのが願いです。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、執行部からの事情聴取を7月28日に実施し、県外調査を8月下旬～9月上旬に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 5月26日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 保延 実